

和泊町難病患者等島外通院旅費助成事業実施要綱

令和3年4月1日
和泊町告示第24号

- 改正 令和4年3月10日告示第14-2号
改正 令和5年1月25日告示第6号
改正 令和6年4月1日告示第72号
改正 令和7年3月31日告示第51号

(目的)

第1条 この要綱は、難病患者等が島外の医療機関で治療を受ける必要がある場合に必要な交通費及び宿泊費を助成することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図り、受診しやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、本町に住所を有する次の各号に該当する者で、島内において治療が不可能であるため、島内の医療機関から島外で治療を受けることが必要である旨の診断書等が発行され、それにより、島外で治療を受けた者とする。

- (1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づき鹿児島県が交付する指定医療費（指定難病）受給者証を有する者
- (2) がん（悪性腫瘍、悪性新生物等）と診断された者

(助成の額等)

第3条 町長は、前条に規定する者が、島外の医療機関等で治療を受けたときに別表に掲げる旅費助成基準額を上限とし、実費額と旅費助成基準額を比較して少ない額に3分の2を乗じて得た額を助成する。ただし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

- 2 この要綱によらない他の助成金の支給を受けている場合は、その支給額を差し引いた額とする。
- 3 助成の回数は、一人につき年度内6回までとする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、和泊町難病患者等島外通院旅費助

成金交付申請書兼請求書（第1号様式）により、次の各号に定める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 島外で医療を受ける必要があることの証明書（別添1）（同一病名の場合、年度1回提出するものとする。）。ただし、島内の医療機関を受診せずに、島外の医療機関で確定診断を受けた者等については、提出を免除する。
- (2) 島外で医療を受けたことの証明書（別添2）（2回目以降は受診した際の領収書の写し）
- (3) 交通費・宿泊費の領収書等の写し

2 前項の申請は、島外で治療を受けた日の属する年度の3月31日までに行わなければならない。ただし、申請期限までに申請することができないやむを得ない事情がある場合は、受診した日から2月以内とする。

（助成金の決定及び支給）

第5条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査の上、旅費助成の可否を決定し、和泊町難病患者等島外通院旅費助成金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、支給が決定された者に対して、速やかに助成金を支給するものとする。

（資格喪失の時期）

第6条 助成対象者が、次の各号に該当するに至ったときは支給を受ける資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本町に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他町長が旅費の助成を適当でないと認めたとき。

（その他）

第7条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。